

町内会に加入しましょう！

いざという時、頼りになる人が身近にいますか？ お互いに支え合い、助け合えるような近所関係はとても大切です。町内会は、安全で安心して暮らせる住みよいまちづくりを目指し、地域住民（ご近所）のみなさんが協力し合い、自主的に組織運営し、市と連携を図りながらさまざまな活動を行っている団体です。住みよい地域社会をつくるためにも町内会に加入しましょう。

※ 町内会加入のお問合わせについては、管理人やご近所にお住まいの方、または会津若松市役所環境生活課までお尋ねください。

なお、以下は町内会の活動例です。

- **ごみステーションの設置や維持管理**などを行っています。
- **防犯灯設置**などの防犯・防災活動を行っています。
- **市政だよりや回覧板**などで町内会や市等のさまざまな情報をお知らせしています。
- **住民相互の親睦**として、交流事業を実施しています。



活動への参加・協力をお待ちしています！

～家庭ごみの出し方について（ご協力をお願いします）～

◆ 町内会ではごみステーションの設置や維持管理などを行っていますが、町内会加入者の皆様には次の点について遵守していただきたく、ご協力をお願いします。

- ① ごみの種類ごとの収集日を確認し、当日の朝 8 時 30 分までに分別して出してください。
- ② ごみは、透明または半透明のごみ袋に入れて出してください。ごみ袋の大きさは 45ℓ までです。米袋などの紙袋や段ボール箱は、ごみ袋として使用できませんので、たんで古紙類として出してください。

- ③ 燃やせるごみ・燃やせないごみ・古紙類は「ごみステーション」へ、かん類・びん類・ペットボトル・プラスチック製容器包装は、「資源物専用ステーション」へそれぞれ出してください。

◆ 家庭ごみの出し方に関するお問合せは、会津若松市廃棄物対策課（電話 0242-27-3961）までお願いします。

【ゼロカーボンシティ会津若松宣言】

会津若松市は温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指しています！

【市民の皆さんができるアクションの一例】

ごみを分別し、リサイクルできるものは資源化することで、ごみの収集・運搬・焼却に伴う温室効果ガス排出量が削減できます。